

## 市第78号議案 横浜市港湾施設条例の一部改正

### 1 改正趣旨

港湾施設のうち特別会計（港湾整備事業費会計）に属する施設の使用料等について、消費税及び地方消費税相当分を改定するため、横浜市港湾施設条例を一部改正します。

### 2 改正内容（新旧対照）

#### (1) 使用料（別表第1第1号イ（イ））

区分		単位	使用料
上屋	一般使用	1平方メートルにつき1日	52円
	専用使用	1平方メートルにつき1月	1,800円
上屋事務所		1平方メートルにつき1月	1,000円

（備考）

上屋及び上屋事務所の使用料の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）その他の法令に基づき消費税を免除される場合を除き、この表に定める額に  $\frac{\text{（改正後）}1.1}{\text{（改正前）}1.08}$  を乗じて得た額とする。

#### (2) 貸付料（別表第6第1号抜粋）

区分		単位	貸付料
荷さばき施設	コンテナ上屋	1平方メートルにつき1月	<u>（改正後）550円</u> （改正前）540円
	上屋事務所		<u>（改正後）550円</u> （改正前）540円

### 3 施行期日

平成31年10月1日

（参考）

港湾整備事業費会計とは、貨物等の荷さばき施設である上屋等の管理運営、山下ふ頭再開発事業及び港湾施設等の整備資金貸付を行うことを目的とした会計です。